

税務システム等標準化検討会 (第5回)

事務局提出資料
(税務システム標準仕様書【第2.0版】(案)
変更概要等説明資料)

令和4年5月25日
総務省自治税務局

目次

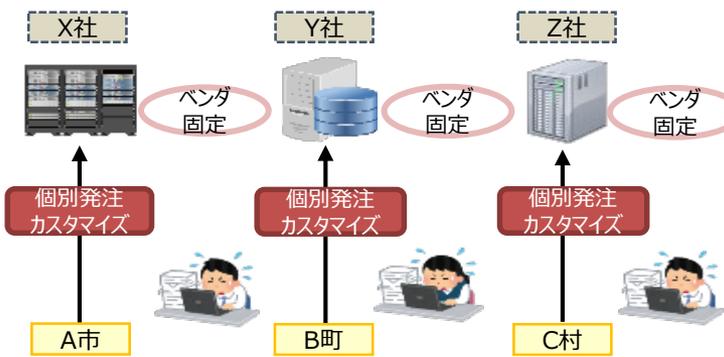
1.	標準仕様書【第1.0版】公表後の動き	2
2.	【第2.0版】(案)への変更概要	13
3.	全国意見照会の実施方法	20
4.	【第2.0版】策定までのスケジュール	25
	(参考) 業務ごとの変更概要	27

1. 標準仕様書【第1.0版】公表後の動き

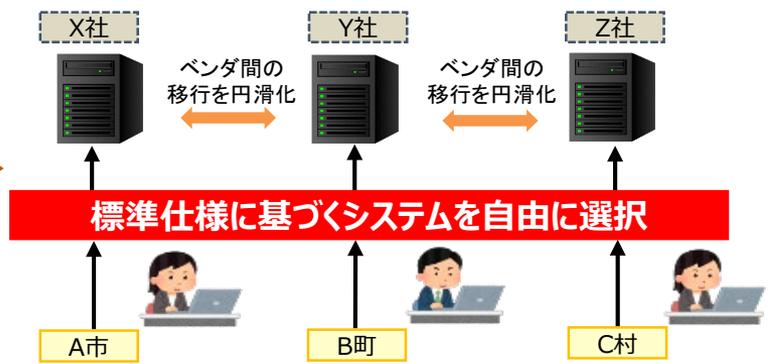
地方公共団体情報システムの標準化について

- 地方公共団体の情報システムの標準化については、以下のとおり行うこととされている。
 - ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録、地方税(※)、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針の下、関係府省が作成する。
 - ※ 対象税目等は、法人住民税、個人住民税(森林環境税を含む。)、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理。
 - ・各事業者は標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、当該システムを、地方公共団体が利用する。
 - ・地方公共団体は、令和7年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへ移行することとされている。

【標準化前】



【標準化後 (イメージ)】



地方公共団体の基幹税務システムの標準化に係る全体スケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
標準仕様書【第1.0版】作成		標準仕様書の改定 (第2.0版へ)		標準準拠システムへの移行 (地方公共団体)	

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政省令で特定

※ 住民基本台帳（印鑑証明、戸籍謄本を含む。）、介護保険、障害者福祉、就学、地方税（個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、軽自動車税、固定資産税（都市計画税を含む。）及びこれらに係る収納管理）、児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

標準化法対象事務政令・省令(令和4年1月4日公布)

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める標準化対象事務は、次に掲げるものとする。

- 七 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令

（令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）

第六条 令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他のこれらの地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務（固定資産の評価に関する事務を除く。）とする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第六条（市町村が行う森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

標準化事務政省令の対象となる地方税務事務の整理

■ 区域ごとの賦課徴収の主体と標準化対象の整理(灰色箇所は、標準化対象外。)

税目	市町村の 存する区域	特別区の 存する区域	備考
個人住民税 (都道府県民税及び市町村民税)	市町村	特別区	・都道府県の個人住民税も、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収するため、対象とする。
森林環境税	市町村	特別区	・森林環境税は国税だが、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収する。
法人住民税	市町村	都	・特別区の存する区域における法人住民税は、都税として都が賦課徴収する。
固定資産税	市町村	都	・特別区の存する区域における固定資産税は、都税として都が賦課徴収する。 ・大規模償却資産は都道府県が賦課徴収する。
都市計画税	市町村	都	・特別区の存する区域における都市計画税は、都税として都が賦課徴収する。
軽自動車税(種別割)	市町村	特別区	・環境性能割は都道府県が賦課徴収する。

総務省の検討体制

自治体システム等標準化検討会

税務システム等
標準化検討会
(座長: 庄司昌彦)
(事務局: 自治税務局)

住民記録システム等標準化検討会
(座長: 庄司昌彦)
(事務局: 自治行政局)

選挙人名簿管理システム等標準化検討会
(座長: 庄司昌彦)
(事務局: 選挙部)

個人住民税
ワーキング
チーム

(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・市町村税課

法人住民税
ワーキング
チーム

(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・都道府県税課

固定資産税
ワーキング
チーム

(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・固定資産税課

軽自動車税
ワーキング
チーム

(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・自動車税企画
画室

収滞納管理
ワーキング
チーム

(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・企画課

分科会

(分科会長)
後藤省二

(事務局)
自治行政局
デジタル基盤推
進室

ワーキング
チーム

(事務局)
選挙部
選挙課・管理課

税務システム標準仕様書【第1.0版】(概要)

自治体システム等標準化検討会(税務システム等標準化検討会)取りまとめ(令和3年8月31日 公表)

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド(全国規模のクラウド)上でシステムのアプリケーションサービスを提供。
- ・各地方団体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能。

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする。
- ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能とする。
- ・地方団体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。
⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村とする。
(一部、都道府県が行う事務もあるが、本仕様書の対象外とする)

標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要。

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定。

改定

- ・例年の税制改正や、地方団体等による機能改善の提案及び新たな技術開発等があった場合には、本仕様書の改定を想定。

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- 本仕様書の背景、目的、対象等を説明。

第2章 業務フロー等

- モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示。

第3章 機能要件

- 各業務を実施するために必要な機能要件を規定。
- 各地方団体において条例等に定める事項への対応方針を規定。
- 外部機関や標準化対象外システムとの連携方法を規定。
- エラー・アラートやEUC、バッチ処理(一括処理)等に係る要件を規定。

第4章 帳票要件

- 各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定。

第5章 その他要件

- 他業務と連携するためのデータ要件・連携要件や、セキュリティ等非機能要件について、デジタル庁等が策定するものに準じる旨を規定。

第6章 用語

- 本仕様書で使用している用語を定義。

参考

- 地方団体におけるシステムの新規構築時や更改時におけるシステム設計の検討等に資するように、業務概要全体図及びシステム構成図を提示。

- 各業務を実施するために必要な機能について、【実装すべき機能】、【実装してもしなくても良い機能】及び【実装しない機能】の三類型に分類して定義。また、行政区の管理など、指定都市特有の機能については、指定都市要件として定義。
- 地方税においては、税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項も多く存在。これらについては、パラメータ処理により対応することを基本とするが、これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定。
- 作成に当たっては、地方団体及び事業者の意見を踏まえ、現在の実務や業務システムの実態を踏まえた機能要件とするとともに、デジタル社会においてあるべき姿を踏まえた新機能(eLTAXを活用した電子納税の拡大、地方税統一QRコードを活用した地方税の収納、軽自動車税関係手続きの電子化等)に係る要件を盛り込んでいる。

■機能要件(軽自動車税の例)

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
1. 軽自動車税(種別割)基本情報管理(当初課税・税額変更)					
1.1. 車両台帳情報管理					
1.1.1.	車両情報管理 車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> 軽自管理番号、車両番号(標識番号)、異動年月日(登録年月日や取得年月日)、種別、燃料の種類、型式認定番号、型式、年式、車名、車両の通称名、排気区分、総排気量又は定格出力、原動機の型式、車体の形状、営業用・自家用区分、用途、車台番号、初度検査(届出)年月、所有形態区分、被けん引車両情報(該当区分・車輪数)、メモ	車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> フルアシスト自転車 該当区分、試乗車区分、受付拠点、入力拠点、改造情報(改造内容・改造作業)、一括納税対象車両区分		・フルアシスト自転車該当区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、種別を含めて管理する方法も可とする。 ・受付拠点は、住民からの標識交付申請や廃車申告等の受付を行った拠点を指す。 ・入力拠点は、軽自動車税システムへ申告情報等の入力を行った拠点を指す。	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」の記載項目については、実装すべき機能(実装すべき管理項目)とし、当該項目以外については実装してもしなくても良い機能(実装してもしなくても良い管理項目)としている。 (以下略)

- 業務を実施するために必要な帳票の要件を規定。【実装すべき帳票】及び【実装してもしなくても良い帳票】について、帳票の概要(帳票の用途)、出力条件等を規定した上で、必要な帳票に関しては帳票印字項目及び帳票レイアウトを定義。
- 地方団体から納税義務者や外部機関に通知・送付する外部帳票のうち、納税義務者や外部機関が複数の地方団体から受け取ることが想定されるものについては、省令様式や基準となる様式が存在しないものであっても、帳票レイアウトを定義。 ※現時点において作成中の帳票もあり、今後の仕様書改版に合わせて見直し予定。
- 他方、地方団体が内部事務で使用する内部帳票については、帳票の用途等のみを明示し、帳票印字項目及び帳票レイアウトは定義していない。
- 各地方団体においては、事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用。

■税目ごとの帳票例

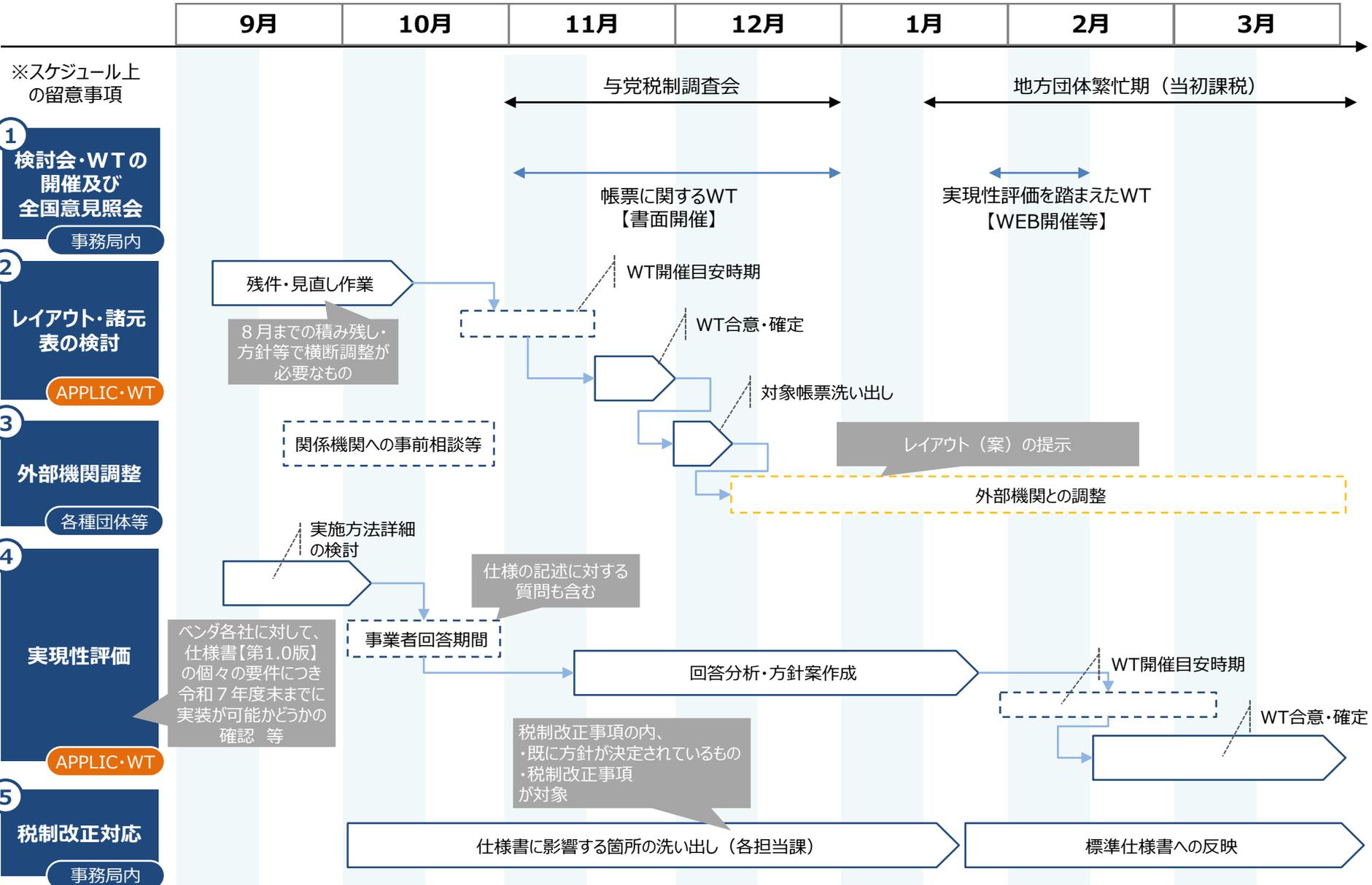
税目	外部帳票	内部帳票
個人住民税	所得証明書、扶養調査に関する照会文書	給与支払報告書媒体提出事業所リスト、調定表
法人住民税	減免決定通知書、更正決定通知書	法人基本情報異動リスト、法人台帳
固定資産税	納税通知書、公課証明書	課税標準額の特例措置リスト、 更正(価格・賦課)決定決議書
軽自動車税	減免決定通知書、標識交付証明書	車検証データ取込済みリスト、車両一覧
収納管理	口座振替済通知書、督促状、納付書	口座振替開始通知出力リスト、収入額集計表
滞納管理	差押書(不動産)、交付要求通知書	送達一覧(差押(不動産))、交渉経過一覧

(注) 上記に例示している外部帳票は全て帳票レイアウトを定義。

標準仕様書【第1.0版】策定後の検討課題

項目	内容	検討課題	取り組み方針
機能要件に関する事項	実現性評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体規模別（小規模・大規模）に要件の必要性が異なることから、仕分けを検討 ○ 標準仕様書の意図しない機能等の搭載を防ぐための仕様書の解釈の統一及び疑義事項の洗い出しが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実現性評価を実施 ○ Q A 等による内容確認
	税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度税制改正への対応 ○ 次年度税制改正への対応 ○ 仕様書改定サイクルの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度分の反映漏れがないか確認 ○ 次年度分の反映に向けたマイルストーンの整理 <p>➤ 令和4年秋以降、関係者と調整予定。</p>
帳票要件に関する事項	外部機関等との調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帳票の標準化・統一化に向けて、外部機関等との協議が必要な帳票についての調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帳票の標準化・統一化に向けて、外部機関等との協議が必要な帳票についての調整
	レイアウト・諸元	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税目横断でのレイアウトの方針に関する調整やそれに伴う印字項目・諸元等の見直し ○ 必要に応じて、指定都市用レイアウト・印字項目の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブラッシュアップを実施
その他要件に関する事項	データ要件・連携要件・非機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ要件・連携要件・非機能要件については今後デジタル庁中心に検討が進むことから、それらを踏まえた仕様の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル庁において作成。 <p>➤ 令和4年夏までにデジタル庁と調整予定。</p>

税務システム標準仕様書に係る令和3年度後半のスケジュール



※上記の他、デジタル庁におけるデータ要検討の検討・作成を踏まえた標準仕様書の修正・追記や、税制改正プロセス等を踏まえた標準仕様書の改定プロセス・スケジュールの検討を実施。

2. 【第2.0版】（案）への変更概要

※各業務の要件ごとの変更概要はP27以降を参照。

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要

- 標準仕様書第1.0版について、主として以下の観点から、標準仕様書第2.0版への改定案の検討を行った。

(1)直近の税制改正内容の反映

直近の税制改正の内容を踏まえて、要件への反映が必要な税目の機能要件及び帳票要件に反映を行った。

<税制改正(例)>

- 共通納税システムの対象税目拡大(固定資産税、軽自動車税、収納管理)【令和3年度～令和4年度税制改正】
 - グループ通算制度の適用(法人住民税)【令和2年度～令和4年度税制改正】
 - 登記所から市町村への通知事項の拡大等(固定資産税)【令和4年度税制改正】
- 等

(3)帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウトの見直し

以下の観点で、帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトを見直した。

(→p.18に詳述)

- 見やすさ・記入しやすさ
- 事務の効率化
- 実用性

(2)実現性評価を踏まえた見直し

下記のとおり、システム事業者へのアンケート調査を行い、要件の実現性に関する評価を実施。評価結果を踏まえ、機能要件及び帳票要件を見直した。

- 定義した機能の開発が、令和7年度(2025年度)までに完了するか
 - 要件の意図、内容が正確に伝わっているか
 - 税務では人口規模や組織体制等により団体ごとに機能の実装状況にかなりの差異があることに鑑み、一部団体にとって過剰な機能の具備を強いる可能性がないか
- (→反映方法はp.15～17に詳述)

(4)標準化対象範囲の見直し

国の行政機関や都道府県が行う調査・報告に関しては、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多く、標準仕様書として機能や帳票を一意に定義することが困難であることを踏まえ、以下の帳票に関する要件については、標準化対象外とした。

(→対象外とする範囲についてp.19に詳述)

- 市町村税課税状況等の調(個人住民税、法人住民税、軽自動車税)
- 固定資産の価格等の概要調書(固定資産税)
- 地方交付税に関する調(個人住民税、法人住民税、軽自動車税)

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(「厳選機能版」の作成)

- 税務では他業務と比べて工程が多重かつ多岐にわたるため、各事業者の現行パッケージシステムでは、団体の人口規模や組織体制に応じて、機能の実装状況にかなりの差異があることが実現性評価で確認できた。
- この状況に鑑み、標準仕様を一意に定めることが一部団体にとって過剰な機能の実現を強いる可能性があること等から、標準仕様書第1.0版をベースとした「標準版」と、標準版で「実装すべき」としている要件の一部を「実装してもしなくても良い」とした「厳選機能版」の2類型に切り分けて示すこととした。(なお、標準版と厳選機能版のいずれに基づくシステムを選択するかは、各団体の判断に委ねる。)

機能要件

標準仕様書						備考	要件の考え方・理由
項番	枝番	機能名称	機能要件	標準版	厳選機能版		
3. 更正							
3.1. 未申告・修正申告処理							
3.1.1.		未申告者管理	一定の条件(前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主及び法定調書(報酬等の支払調書))を指定し、未申告者として管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装してもしなくても良い		本来申告すべき対象で課税資料の登録がない者に対して、申告の案内や簡易申告書(税額は発生しないが申告が必要な対象に送付する想定)を送付するために必要な機能を実装すべき機能としている。
3.1.2.			未申告者について、一部未申告(営業・農業・不動産)及び完全未申告の別を管理(設定・保持・修正)できること。また、個別に、一覧抽出や未申告通知の発送の対象とするかどうか、設定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効率化が期待できるが、団体ごとに未申告者の発生状況が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。
3.1.3.			除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。	実装すべき	実装してもしなくても良い		-

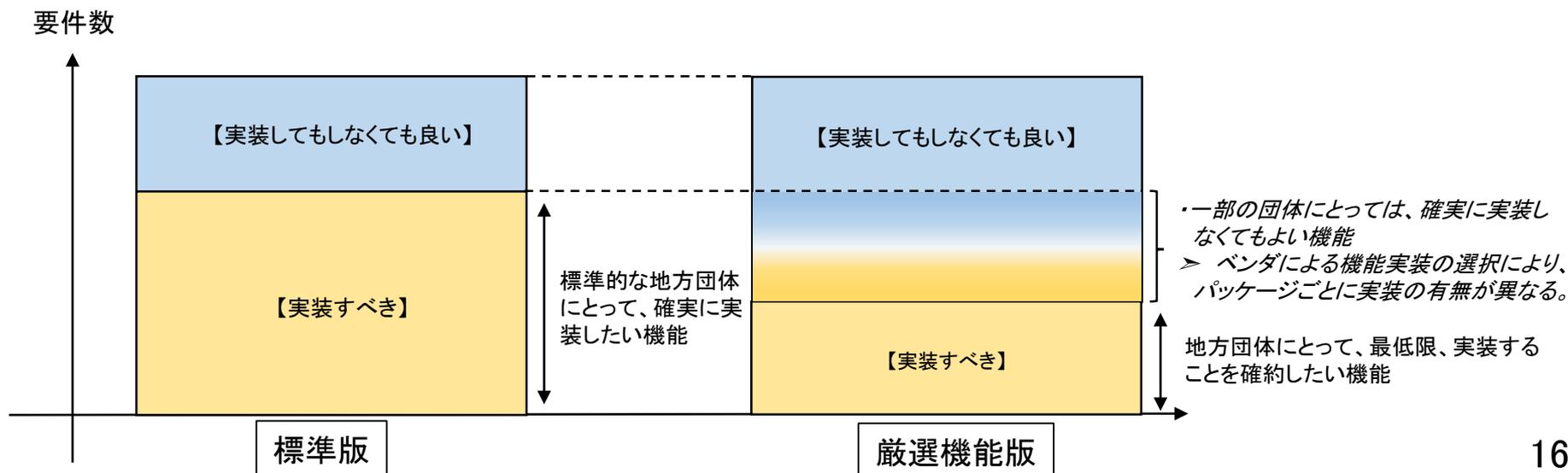
帳票要件

利用区分/内/外	旧	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	標準版	厳選機能版	用紙(外部帳票)	用紙サイズ(外部帳票)	代替可否(内部帳票)	備考	要件の考え方・理由
内部		1	1 事業所情報確認リスト	登録されている事業所の一覧	<ul style="list-style-type: none"> <実装すべき出力条件> ・特別徴収の有無 ・休業 ・除籍 	実装すべき	実装すべき					
内部		2	2 年度切替処理チェックリスト	年度切替処理で基本情報等の確認が必要と判断されたもののチェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> <実装すべき出力条件> ・前年度の住在外課税の該当者 ・生年月日の不明 ・個人番号の不明 ・遡及転出 ・遡及転入 ・氏の変更あり 	実装すべき	実装すべき			EUCで代替可		新年度の台帳作成にかかる処理(1.1.1.、1.1.2.等)の結果の確認用に出力する。当該処理の実施の際に併せて出力する。

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(「標準版」と「厳選機能版」の切り分け経緯)

- 第1.0版の作成過程においては、検討会構成地方団体の意見や、全国意見照会における各地方団体の意見を踏まえた機能要件の設定に努めたところであるが、今般実施した実現性評価に際しては、複数のベンダから「第1.0版は大規模団体向けの仕様書になっている」、「小規模団体では必要性が小さい機能については【実装すべき機能】から【実装してもしなくてもよい機能】に変更すべき」等の意見が寄せられたところ。
- 事務局において対応案を検討したところ、第1.0版において【実装すべき機能】として整理している要件を、単純に【実装してもしなくてもよい機能】へと緩和することも一つの選択肢として考えられるが、その一方で、
 - ・ 【実装すべき機能】については、ワーキングチームにおける議論や、数次にわたる書面での意見交換等を経て「実装すべき」とされ、地方団体のニーズが高い機能であること
 - ・ 標準オプション機能については「例外」であり、「必要最小限にとどめる」との方針がある中、【実装してもしなくてもよい機能】の割合が大きくなりすぎることは慎重に検討すべきであること
 - ・ 地方団体からも、【実装してもしなくてもよい機能】の実装の有無はベンダが判断するものであることから、「どのベンダも実装しない」可能性があるのではないかと不安の声もあること等に鑑み、今回の第2.0版(案)では、「標準版」と「厳選機能版」の2類型に切り分けて示すこととした。

<仕分けのイメージ>



標準版と厳選機能版における【実装すべき】と【実装してもしなくても良い】比較

機能要件	標準版			厳選機能版			差分			全機能要件数に対する割合
	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	
	A	B	C	D	E	F	A-D	B-E	C-F	
個人住民税	291	250	0	265	276	0	26	-26	—	4.8%
法人住民税	109	88	1	105	92	1	4	-4	—	2.0%
固定資産税	130	49	0	115	64	0	15	-15	—	8.4%
軽自動車税	106	46	0	100	52	0	6	-6	—	3.9%
収納管理	119	60	0	116	63	0	3	-3	—	1.7%
滞納管理	107	50	0	105	52	0	2	-2	—	1.3%
税務共通	61	28	4	56	33	4	5	-5	—	5.4%

帳票要件	標準版			厳選機能版			差分			全機能要件数に対する割合
	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	実装すべき	実装してもしなくても良い	実装しない	
	A	B	C	D	E	F	A-D	B-E	C-F	
個人住民税	118	88	0	118	88	0	0	0	—	—
法人住民税	35	28	0	35	28	0	0	0	—	—
固定資産税	59	66	0	58	67	0	1	-1	—	0.8%
軽自動車税	54	65	0	54	65	0	0	0	—	—
収納管理	97	47	0	97	47	0	0	0	—	—
滞納管理	249	281	0	249	281	0	0	0	—	—

(注) 上記表中の要件数は、【第2.0版】(案)で削除したものは除いている。

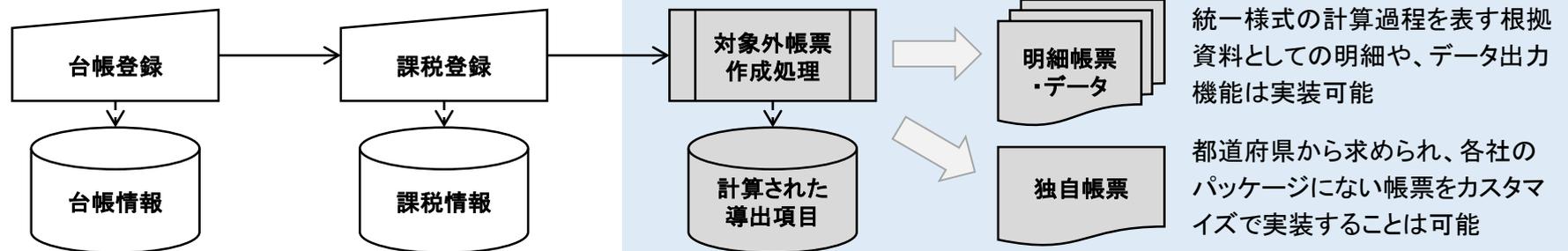
標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(標準化対象範囲の見直し)

- 国の行政機関や都道府県が行う調査・報告に関しては、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多く、標準仕様書として機能や帳票を一意に定義することが困難であることから、「市町村税課税状況等の調」、「固定資産の価格等の概要調書」、「地方交付税に関する調」の作成に必要な要件については、標準化対象外として取り扱う(標準仕様書への盛り込みを見送る)こととした。

標準化対象外として取り扱うこととした機能の例

- 標準化対象外の帳票を作成するためのバッチ処理機能、画面抽出機能 等
 - バッチ処理の結果、導出される項目群のデータベース管理
 - パッケージ標準で実装される、総務省統一様式の帳票出力機能、帳票の種類
 - パッケージ標準で実装される、計算根拠の明細帳票の出力機能、帳票の種類、様式、出力項目
 - パッケージ標準で実装される、計算データやEUCによる根拠データの出力機能
 - カスタマイズにより実装される帳票の種類、様式、出力項目

統計を作成するために必要な属性項目は、画面入力機能等により標準仕様書に定義



3. 全国意見照会の実施方法

全国意見照会の実施方法

<実施期間>

- ・令和4年6月1日(水)～令和4年6月15日(水)【約2週間】

<提示方式>

- ・仕様書【第2.0版】(案)の資料一式は総務省ホームページ上で公開(各地方団体にもメールで周知)。

<回答提出方法>

- ・提出は調査・照会(一斉調査)システムを通じて行う。なお、意見が無い場合は提出不要とする。

<留意事項>

- ・原則として、仕様書の改定部分に対しての意見を回答いただく。

○照会資料

<実施要領等>

- ・実施要領
- ・回答様式
- ・回答の手引き

<標準仕様書の改訂版>

- ・変更概要
- ・本編、FAQ
- ・用語集
- ・ツリー図
- ・業務フロー図
- ・機能要件
- ・帳票要件
- ・印字項目・諸元表、帳票レイアウト

○照会方式

以下の3項目について回答様式を送付し、選択肢等により回答いただく。

- ①機能要件
- ②帳票要件、帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウト
- ③本編、FAQ、用語集、その他全般

全国意見照会 回答様式(例)

(1) 仕様書改定案(機能要件)に関するご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。
 なお、業務欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

業務 (選択肢から 選択)	項番	枝番	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選 択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区 分 (選択肢から選 択)	意見発出者 (選択肢から選 択)
					修正前	修正後	分類(選択肢から選択)	詳細			
個人住民税	1.1.1.	一	①: 要件追加	①: 新規意見	②: 条例への対応・独自施策の実 現	…のため(修正が必要な根拠・効 果等を具体的に記載)	…のため(修正後の要件に想定し ている運用方法を具体的に記載)	①: 現行システ ムでパッケージ 標準で実装して いる機能	担当課
個人住民税			①: 要件追加	①: 新規意見			①: 地方税法(法律・政令・省令)へ の準拠・外部機関(eLTAX等)へ の対応			①: 現行システ ムでパッケージ標 準で実装してい る機能	担当課
法人住民税			②: 要件変更	②: 前回記載意 見			②: 条例への対応・独自施策の実 現			②: 現行システ ムでカスタマイズ を実施している機 能	情報政策担当 課
固定資産税			③: 要件削除				③: 都道府県・議会報告等への対 応			③: 現行システ ムでは使用してい ない機能	事業者
軽自動車税			④: 機能分類変更(実装すべき →実装しなくても良い/実 装しない)				④: 現行事務処理・現行機能の踏 襲			④: スクラッチ開 発で実装	
収納管理			⑤: 機能分類変更(実装しても しなくても良い/実装しない→実 装すべき)				⑤: 過剰な要件				
滞納管理			⑥: 表現の見直し				⑥: 住民サービス向上				
税務共通							⑦: 業務効率化				
							⑧: 業務精度向上				

(2) 仕様書改定案(帳票要件、帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウト)に関するご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。
なお、業務欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

業務 (選択肢から選択)	仕様書改定案の対象 (選択肢から選択)	帳票No.	帳票No. (1.0版)	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	意見発出者 (選択肢から選択)
									修正前	修正後	分類(選択肢から選択)	詳細			
(例) 個人住民税	帳票要件		5	給与支払報告書(総括表)			①:要件追加	①:新規意見	…	…	①: 地方税法(法律・政令・省令)への準拠・外部機関(eLTAX等)への対応	…のため(修正が必要な根拠・効果等を具体的に記載)	…のため(修正後の要件に想定している運用方法を具体的に記載)	①: 現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課
(例) 個人住民税	帳票レイアウト		71	扶養親族の所得状況等について(照会・回答)	14	問合せ先電話番号	②:要件変更	①:新規意見	…	…	③: 都道府県・議会報告等への対応	…のため(修正が必要な根拠・効果等を具体的に記載)	…のため(修正後の要件に想定している運用方法を具体的に記載)	③: 現行システムでは使用していない帳票	担当課
個人住民税	帳票要件						①:要件追加	①:新規意見			①: 地方税法(法律・政令・省令)への準拠・外部機関(eLTAX等)への対応			①: 現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課
法人住民税	帳票印字項目・諸元表						②:要件変更	②:前回記載意見			②: 条例への対応・独自施策の実現			②: 現行システムでカスタマイズを実施している帳票	情報政策担当課
固定資産税	帳票レイアウト						③:要件削除				③: 都道府県・議会報告等への対応			③: 現行システムでは使用していない帳票	事業者
軽自動車税							④:機能分類変更(実装すべき→実装しなくても良い/実装しない)				④: 現行事務処理・現行機能の踏襲			④: スクラッチ開発で実装	
収納管理							⑤:機能分類変更(実装しなくても良い/実装しない→実装すべき)				⑤: 過剰な要件				
滞納管理							⑥:表現の見直し				⑥: 住民サービス向上				
											⑦: 業務効率化				
											⑧: 業務精度向上				

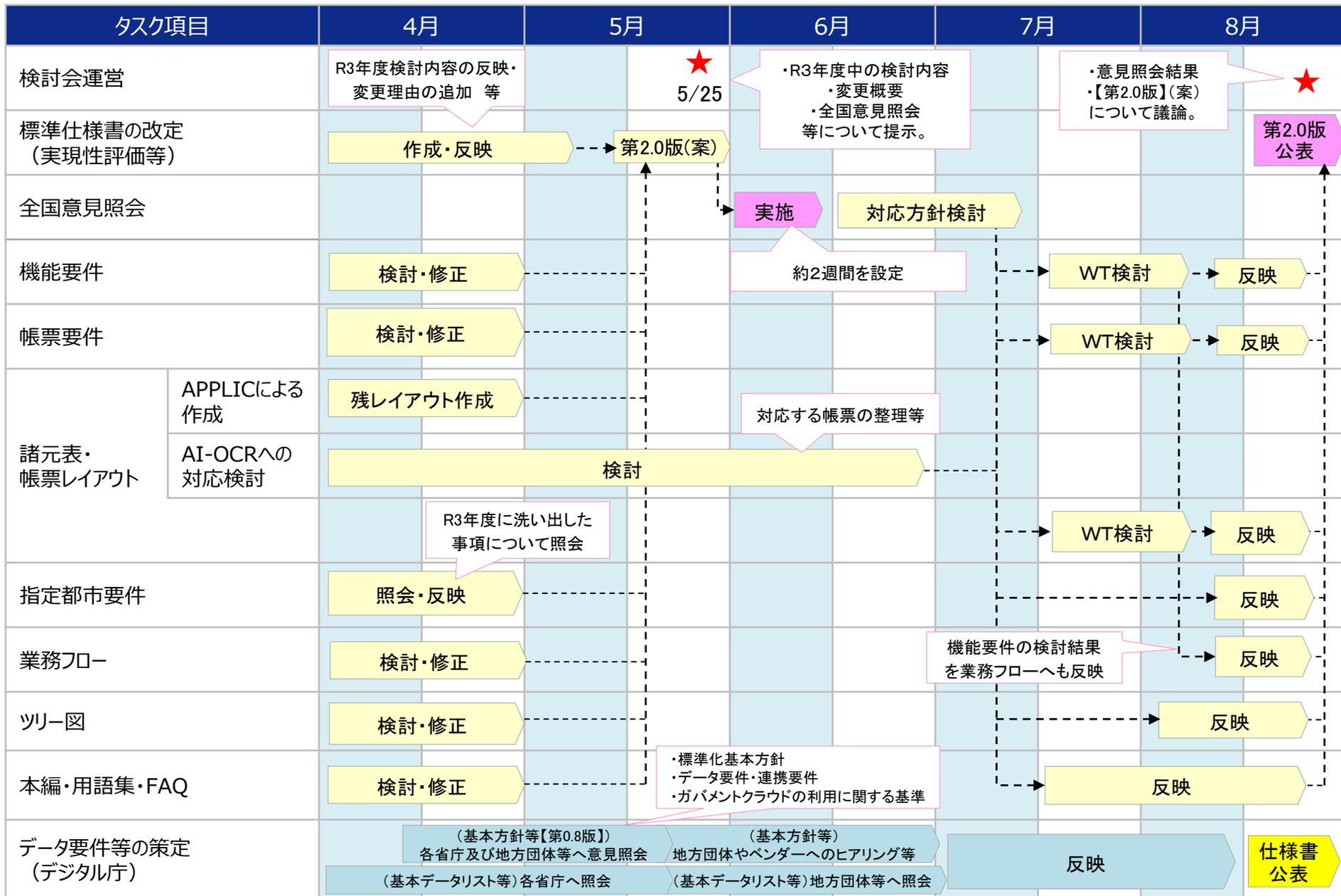
(3) 仕様書改定案(その他)のご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。
 なお、資料名欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

資料名 (選択肢から 選択)	項番/ 章番号	項目名	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	該当箇所	ご意見	意見発出者 (選択肢から選 択)
(例) 本編	1-4(5)	各地方団体の調達仕様書 の範囲との関係	①:追加	②:前回記載意見	担当課
本編			①:追加	①:新規意見			担当課
用語集			②:変更	②:前回記載意見			情報政策担当 課
FAQ			③:削除				事業者
その他			④:表現の見直し				

4. 【第2.0版】策定までのスケジュール

税務システム標準仕様書【第2.0版】策定・公表までのスケジュール(概観)



(参考) 業務ごとの変更概要

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(個人住民税・機能要件)

○ 以降のページは、第2.0版(案)への変更を、税目ごと、要件ごとに例示したもの。なお、個々の要件の変更点・改定理由は、別途、本体資料を参照。

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
1.2.1. 給与支払報告書(総括表) 発送対象抽出	<p>【実装すべき機能】 一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表) 発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・年度途中で異動届の提出などがあり特別徴収対象者がいる、前年度の1月から5月までは特別徴収＝給与あり</p>	<p>給与支払報告書(総括表) 発送対象の管理に必要な発送希望や送付設定の確認が必須となる抽出条件について、定義していたが、総括表の作成は11月頃に行われることが多く、1月から5月までの判定では6月以降に特別徴収されている事業所が抽出対象とならないとのご意見を踏まえ、抽出条件の修正を実施した。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 以下から任意の条件一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表) 発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・総括表 発送対象の抽出時点で特別徴収対象者あり ・過去に特別徴収対象者がいた事業者 ・総括表の送付の要・不要</p>
3.6.6. 更正処理	<p>【実装すべき機能】 更正処理に基づき、一括で税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p>	<p>実現性評価にて、多くの製品で、更正時に一括での税額計算を実装していないことが判明したため、実態に合わせて、一括処理については必要性を緩和した。 また、一括処理を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する都度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額を確定する運用を想定していることを明記し、業務が可能な仕様となるよう修正した。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 更正処理に基づき、税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p> <p>(標準版)(厳選機能版)【実装しなくてもよい機能】 更正処理に基づき、一括で税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p> <p>【要件の考え方・理由】 本機能を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する都度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額を確定する運用となる。</p>
4.2.3. 普通徴収納税通知書等発行	<p>【実装すべき機能】 分離課税に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収する納税義務者であることが判明した場合に作成する「納税通知書(分離課税に係る所得割分)」の対象者を抽出できること。</p>	<p>【第一号の四様式】の発送対象となる者を抽出することを目的とした要件として定義していたが、実装難易度が高く、実現性が低いものであることを確認したため、必要性の緩和を実施した。 なお、対象となるケースは稀であることから、システムから直接対象者を抽出せずに運用が可能と判断している。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装しなくてもよい機能】 分離課税に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収する納税義務者であることが判明した場合に作成する「納税通知書(分離課税に係る所得割分)」の対象者を抽出できること。</p>

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(個人住民税・帳票要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
No. 2 年度切替 処理チェッ クリスト	【主な出力条件】 —	本要件は、帳票概要に「年度切替処理で基本情報等の確認が必要と判断されたもののチェックリスト」と定義していたが、実現性評価のご意見で「基本情報等の確認が必要と判断」する条件の詳細化を求められたため、WTにて運用状況を確認し、出力条件を追記することとした。	【主な出力条件】 ＜実装すべき出力条件＞ ・前年度の住登外課税の該当者 ・生年月日の不明 ・個人番号の不明 ・遡及転出 ・遡及転入 ・氏の変更あり
No. 62 294-3通知	【実装すべき帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 地方税法第294条第3項に基づき、他団体の長に対して通知するもの	第1.0版検討時には、法令上定められた帳票でありシステムからの出力を必須とすべきとして定義したが、運用実態として、電子化による対応が普及されており、紙での対応が必要な場面が限定的であることから、帳票要件としては、必要性を緩和しても問題がないと判断した。	【実装してもしなくてもよい機能】 【帳票概要(帳票の用途)】 地方税法第294条第3項に基づき、他団体の長に対して通知するもの
No. 67 課税に係 わる住所 等について (照会・回 答)	【実装すべき帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 納税義務者宛の本人の住所確認の照会文書 【主な出力条件】 —	実現性評価にて、要件の詳細化を求められたため、業務上の必要事項を確認し、詳細を追記した。 また、業務の確認を通して、出力を必須とすることは過剰な要求であると判断したため、必要性を緩和した。	【実装してもしなくてもよい機能】 【帳票概要(帳票の用途)】 納税義務者宛の本人の住所確認の照会文書 課税資料に記載の住所と基本情報として把握している住所が異なる場合に送付する 【主な出力条件】 ＜実装すべき出力条件＞ ・確定申告書や給与支払報告書などの住所が、住民票の住所と異なる場合 ・扶養人数不一致の対象者のうち、扶養者の個人が特定できていない対象 ・住登外課税者で住民登録地が確認できていない者

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(法人住民税・機能要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
<p>1.1.16.</p> <p>通算法人管理 及び 連結法人管理</p>	<p>【実装すべき機能】 連結法人の連結開始日及び離脱日が管理(設定・保持・修正)できること。 また、連結法人の法人基本情報が法人住民税システムに登録されている場合は、連結法人の法人基本情報の登録及び修正時に、関連する連結親法人又は連結子法人を検索して、当該法人の法人基本情報を管理(設定・保持・修正)できること。 連結法人の法人基本情報が法人住民税システムに登録されていない場合には、連結法人の法人基本情報の登録及び修正時に、関連する連結親法人又は連結子法人の法人名、所在地及び連結開始日又は連結加入日を登録できること。</p>	<p>実現性評価を通じて頂戴した指摘を端緒に、管理方式として通算(又は連結)子法人から親法人への関連付けは必要性が高いものの、親法人から子法人への関連付けは必ずしも必要とは言えないことを税務システム等標準化検討会の議論で確認できた。このため、機能を分離し、後者を実装してもしなくても良い機能へと修正した。 同時に、令和2年度税制改正において連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度へ移行する。 本制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、これに対応した新様式等は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から使用となる。 しかしながら、少なくとも令和5年中までは、連結納税制度による申告が存続し、通算移行後も修正申告等への対応が必要なため、第2.0版時点では通算制度と連結制度の併記とする。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 (通算法人管理) 通算子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できる機能。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、通算親法人の法人名、所在地、通算開始日、事業年度及び当該通算子法人の通算加入日を直接入力できること。 (連結法人管理) 連結子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できる機能。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、連結親法人の法人名、所在地並びに連結開始日及び当該連結子法人の連結加入日を直接入力できること。</p>
<p>2.2.3.枝2</p> <p>訂正・削除</p>	<p>【実装すべき機能】 各事業年度の最新の申告情報について、訂正入力(入力内容の修正)及び削除ができること。</p>	<p>地方団体の運用の方式として、会計年度内においても月次等の周期で調定の「締め処理」を行う場合があり、締め処理を行う地方団体にとっては、締め処理後に申告調定の削除が行えると、その締め処理の目的が達成できないことから、締め処理を行う場合には申告調定の削除を制御できる機能を追加した。 ただし、締め処理を行わない地方団体も一定数存在することから、実装してもしなくても良い機能として追加した。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装してもしなくても良い機能】 調定締め処理を行える機能を有し、調定締め後は対象申告の削除を制御できること。</p>

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(法人住民税・帳票要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
No. 61 税割調定 増減上位 リスト	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・課税年度 ・調定年月範囲指定 	<p>本帳票要件は、交付税資料(No.54「交付税資料第1表(法人税割に関する調)増減理由に関する調)」の確認に限らず、地方団体での予算編成資料及び決算見込資料等での活用を想定しているため削除せず、帳票要件としての定義を継続する。</p> <p>また、各自治体の交付税資料の様式には上位リストに挙げた全ての法人を記載できるだけの欄はなく、いくつかの上位法人のみを記載する様式が多い実態を確認できた。</p> <p>したがって、No.62「高額納税者リスト」と同様に、出力件数として上位何位までを出力するかを条件を追加することとした。</p>	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・税年度 ・調定年月範囲指定 ・出力件数(上位〇〇法人) <p>※任意入力項目</p>
No. 63 月別調定 集計表	【帳票概要(帳票の用途)】 月別、法人別の調定額及び集計額のリスト。 歳入・歳出還付額も確認可能。	<p>No.64「月別調定額内訳表(法人申告別・現年度分)」、No.65「月別調定額内訳表(法人申告別・過年度分)」は、No.63「月別調定集計表」の明細としての性質を備える帳票であり、主な出力としてこれらの帳票は一致させる必要があるものの、No.63「月別調定集計表」への記載が不足していたため、同様の出力条件として調定年度を追加している。</p> <p>また、帳票概要の記載も正確な帳票要件を説明する文言に改めている。</p>	【帳票概要(帳票の用途)】 月別の調定集計額などを出力。歳入・歳出還付額も確認可能。
No. 72 法人索引簿	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号範囲 ・法人管理番号範囲 ・異動年月日範囲 ・法人区分 ・分割区分 ・業種区分 ・均等割ランク ・決算年月 	<p>法人番号は連番になる可能性が低く範囲指定機能を設けたところで有効に機能しないことが予想されると同時に、法人管理番号(もしくは宛名番号)による検索で同種の運用が可能と思われることから、主な出力条件「・法人番号範囲」を削除とする。</p>	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・法人管理番号範囲 ・異動年月日範囲 ・法人区分 ・分割区分 ・業種区分 ・均等割ランク ・決算年月
No. 82 更正決定 対象リスト	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・更正決定年月日範囲指定 	<p>本帳票は、決議書または通知書と同時に発行する帳票だと想定され、通常は通知日を指定して決議書・通知書を一括作成するのが一般的である業務運用を確認できたため、これを鑑みて、主な出力条件を「・更正決定の通知日」と改める。</p>	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・更正決定の通知日

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(固定資産税・機能要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
1.2.1.枝5 2.2.1.枝8 3.1.2.枝2 課税台帳管理	【実装すべき機能】 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。	事業者から本機能について、実装困難とのご意見が一部あったものの、WTで検討した結果、当該機能を必要とする地方団体も多いことから標準版においては実装すべき機能とし、厳選機能版においては実装してもしなくても良い機能とした。また、本機能が実装されない場合に想定する代替運用を備考欄に追加した。	(標準版)【実装すべき機能】 (厳選機能版)【実装してもしなくても良い機能】 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。 備考: 厳選機能版において、本機能が実装されない場合は以下の運用を想定している。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、あらかじめ類型ごとに複数適用されるパターンを1つの類型としてマスタに登録しておき、複数適用する場合はその類型を設定する。
1.1.1.枝1 2.1.1.枝1 登記情報マスタ管理	【実装すべき機能】 法務局からの登記済通知書に基づき、土地(家屋)登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <土地(家屋)登記情報> ~略~	令和4年度税制改正に伴い土地・家屋の登記情報の管理項目を追加した。 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による改正後の不動産登記法に基づき、登記官が新たに死亡の符号等の事項を把握することとなり、これらの情報が登記済通知書に追加されることとなった。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」 ※原則、改正不動産登記法の施行に合わせて施行。 (「DV被害者の住所に代わる事項」は民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号(令和6年4月1日)、その他の項目は同法附則第1条第3号に定める日から施行。)	(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 登記所からの登記済通知書に基づき、土地(家屋)登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <土地(家屋)登記情報> ~略~ ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」
8.2.1.枝2 証明書発行	— (※第2.0版にて追加)	令和4年度税制改正により、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項(住所に代わる事項)を記載しなければならないこととされたため、本機能を要件化した。	(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 土地登記情報又は家屋登記情報マスタに「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている固定資産についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(固定資産税・帳票要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
<第1.0版No.> No.70 納税通知書 (土地・家屋) (都計なし)等	【実装すべき帳票】 (帳票概要) 納税義務者に対し、該当年度の固定資産税(土地・家屋)の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目は記載されていない。	事業者から、納税通知書、更正賦課決定通知書、更正価格決定通知書について、以下の3パターンのうち②及び③のパターンについては大規模な改修が必要となるのご意見を受け、①を実装すべき帳票のままとし、②及び③を実装してもしなくても良い帳票とした。 ① 土地・家屋・償却資産 ② 土地・家屋 ③ 償却資産	(標準版)(厳選機能版) 【実装すべき帳票】 土地・家屋・償却資産 【実装してもしなくても良い帳票】 土地・家屋 償却資産
<第1.0版No.> No.113 法務局宛 評価通知書 (指定物件のみ)	【実装すべき帳票】 (帳票概要) 登録免許税の算出のために、市町村から登記所宛てに、更正があった固定資産について、当該固定資産の更正後の評価額等を登記所に通知するための帳票。	これらの帳票について、システム標準化後は、原則、紙ではなく電子データにて提供を行うこととするため、帳票要件から削除することとした。	削除 ※機能要件上に、CSV形式で出力できる機能を別途定義。
<第1.0版No.> No.114 法務局宛 評価通知書 (全件)	【実装すべき帳票】 (帳票概要) 登録免許税の算出のために、市町村から登記所宛てに、全ての固定資産について、当該固定資産の評価額等を登記所に通知するための帳票。		
<第1.0版No.> No.115 不動産取得 通知書(仮称)	【実装すべき帳票】 (帳票概要) 不動産取得税のために市町村から都道府県へ、不動産の取得の事実及びその価格を通知するための帳票。		

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・機能要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
1.1.12. 軽自動車税 種別割管理	<p>初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括で自動判定できること。</p> <p>また、個別に経年車重課対象区分を設定できること。</p>	<p>・現状の製品で実装されている機能として、税額変更時の個別処理のケースへ対応したのも考えられることから、以下を機能要件へ追記。 「経年車重課対象区分として個別で自動判定できること。」</p> <p>・地方税法に基づく重課判定が適切に行われれば問題ないため、以下を機能要件へ追記。 「ただし、地方税法に基づき経年車重課対象とならない車両は除外すること。」</p>	<p>初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括及び個別で自動判定できること。</p> <p>ただし、地方税法に基づき経年車重課対象とならない車両は除外すること。</p> <p>また、個別に経年車重課対象区分を管理(設定・保持・修正)できること。</p>
1.2.32. eLTAX 連携データ 出力	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(※第2.0版にて追加)</p>	<p>令和8年4月以降は、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することで、納税義務者の手続負担の軽減と同時に地方団体間の情報伝達のオンライン化・効率化を図る。</p> <p>情報伝達の仕組みとしてはeLTAXを活用する方針であるため、上記の意図も踏まえ、eLTAX審査システムへ連携する異動データの出力を実装すべき機能とした。</p>	<p>期間を指定して以下のデータを出力できること。</p> <p><対象データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原付・小型特殊に係る異動データ ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ <p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月までに本機能が実装されることを想定している。
4.2.5. 他の地方団体 標識の廃車 申告情報 管理	<p>他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p><他の地方団体標識車両の廃車申告情報> ~略~</p>	<p>他市町村発行の標識について、自団体で廃車のみを扱う地方団体があるため、<他の地方団体標識車両の廃車申告情報>を<他の地方団体の車両情報>と切り分けて定義した。</p> <p>また、上記の修正を踏まえ、要件の考え方・理由を以下のとおり修正した。</p> <p>(修正前)</p> <p>「他の地方団体で標識交付を行った車両の廃車受付については、当該地方団体での標識交付が伴う場合のみ受付を執り行うなど地方団体によって運用差異がある状況である。」</p> <p>(修正後)</p> <p>「車両情報については、原則として自団体で新規登録された情報と同じ内容となるが、以下のケースがあることからデータの管理自体は別途行う必要があるとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方団体で標識交付を行った車両の廃車受付のみを行い、自団体への新規登録がない場合 ・自団体への転入と同時に改造等で諸元が変更されている場合」 	<p>他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p><他の地方団体標識車両の廃車申告情報> ~略~</p> <p>また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。</p> <p><他の地方団体の車両情報> ~略~</p>

標準仕様書【第2.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・帳票要件)

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
No.52 減免申請書 (汎用)	—	当該帳票において、納税義務者(所有者)と障害者が同一人物でない場合に、障害者が運転者である場合があることを踏まえ、運転者の記載欄に「 <input type="checkbox"/> 障害者と同じ」を追加することで、帳票レイアウトの見やすさ・記入しやすさを向上させた。	【帳票レイアウト】 運転者の記載欄に「 <input type="checkbox"/> 障害者と同じ」という項目を追加
No.67 税額変更者 リスト	【帳票概要】 システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧。 対象者について、課税年度、賦課年度、軽自管理番号、種別、車両番号(標識番号)、宛名基本情報、異動年月日、異動事由、税額変更年月日、税額変更事由、変更前税額等を記載した一覧。 【主な出力条件】 <実装すべき出力条件> 月別全件	当該帳票における賦課年度は、最新の納税通知書を送付した年度が印字される想定になる旨を帳票概要で追記した。	【帳票概要】 システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧。 対象者について、課税年度、賦課年度、軽自管理番号、種別、車両番号(標識番号)、宛名基本情報、異動年月日、異動事由、税額変更年月日、税額変更事由、変更前税額等を記載した一覧。 なお、当該帳票において賦課年度については最新の納税通知書出力時点の年度を印字する。 【主な出力条件】 <実装すべき出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲
No.72 税額変更 通知書 (汎用紙)	—	印字台数を5台から3台程度に絞ることで税額変更事由の枠を拡大させた。この修正によって帳票レイアウトの見やすさを向上させた。	【帳票レイアウト】 印字台数を3台に減らし、税額変更事由の枠を拡大させた。

標準仕様書【第2.0版】（案）への変更概要（収納管理・機能要件）

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
2.1.9. 消込処理 (クレジットカード納付・ マルチペイメントネット ワーク)	【実装すべき機能】(抜粋) クレジットカード納付、マルチ ペイメントネットワークの一括 または個別で消込処理ができ ること。 継続払い・都度払いに対応 できること。	クレジットカード納付の継続払いについて、実現性評 価にて現行システムで対応していないベンダが多数存在 した。 税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確 認し、実装してもしなくても良い機能とすることで合意した ため、要件を緩和した。	(標準版)(厳選機能版) 【実装すべき機能】(抜粋) クレジットカード納付、マルチペイメントネットワークの一 括または個別で消込処理ができること。 クレジットカード納付の都度払いに対応できること。
			(標準版)(厳選機能版) 【実装してもしなくても良い機能】 (抜粋) クレジットカード納付の継続払いに対応できること。
3.1.1. 過誤納抽出	【実装すべき機能】(抜粋) 還付・充当予定日を未来日 にした場合など、還付・充当が 完了していない場合でも、還 付・充当入力を行った時点で 過誤納一覧の抽出から除外さ れること。	本要件について、実現性評価にて現行システムで対 応していないベンダが一部存在した。 税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確 認し、厳選機能版に限っては実装してもしなくても良い 機能とすることで合意したため、要件を緩和した。	(標準版) 【実装すべき機能】(抜粋) 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当 が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点 で過誤納一覧の抽出から除外されること。
			(厳選機能版) 【実装してもしなくても良い機能】(抜粋) 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当 が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点 で過誤納一覧の抽出から除外されること。
5.1.1. 年度繰越 処理	【実装すべき機能】(抜粋) 保存年限を超える完納分・ 不納欠損分等が削除できる こと。なお、左記の情報は、保存 年限等業務上必要な期間ま で保存できること。 財務会計側の年度繰越処 理の元データを作成できる こと。	保存年限を超える完納分・不納欠損分等の削除につ いて、実現性評価にて現行システムで対応していないベ ンダが多数存在した。 税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確 認し、実装してもしなくても良い機能とすることで合意した ため、要件を緩和した。 また、財務会計との連携は標準化対象外のため、機能 要件から削除した。	(標準版)(厳選機能版) 【実装してもしなくても良い機能】 (抜粋) 保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できる こと。なお、左記の情報は、保存年限等業務上必要な期 間まで保存できること。
			財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。 ⇒ 削除

標準仕様書【第2.0版】（案）への変更概要（収納管理・帳票要件）

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
No.39 口座振替 不能通知	<p>【実装してもしなくても良い帳票】 何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発付前のお知らせとして通知する帳票。</p>	<p>口座振替不能通知について、納付書一体型を実装すべき帳票、本帳票は実装してもしなくても良い帳票としていた。</p> <p>税務システム標準化等検討会にて、払込取扱票を別途出力する場合等において必須であるとの意見があったため、実装すべき帳票に変更した。</p>	<p>【実装すべき帳票】 何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発付前のお知らせとして通知する帳票。</p> <p>※実装すべき帳票にしたことから、印字項目・諸元表及び帳票レイアウトを新規に作成した。</p>
No.73 還付充当 通知書	<p>【実装すべき帳票】 還付、充当の際に通知する帳票。</p>	<p>税務システム等標準化検討会にて、通知書タイトルについて還付のみの場合は「還付通知書」、充当のみの場合は「充当通知書」等、地方団体が編集可能としてほしいとの意見があった。</p> <p>そのため、実装してもしなくても良い機能として追加した。</p>	<p>3.2.7.枝番2(新規追加) 通知書(標準版)(厳選機能版)【実装してもしなくても良い機能】 通知書のタイトルについて、還付のみの場合は「還付通知書」、充当のみの場合は「充当通知書」、還付充当の場合は「還付充当通知書」として出力できること。</p> <p>※帳票要件は修正なし。</p>
No. 122 納付書	<p>印字項目及び帳票レイアウトについて、第1.0版では検討中としていた。</p>	<p>税務システム等標準化検討会での議論を踏まえ、印字項目及び帳票レイアウトを作成した。</p> <p>また、地方税におけるQRコード規格に係る検討会での議論を踏まえ、地方税統一QRコード等を追加した。</p>	<p>印字項目及び帳票レイアウトを定義した。</p>

標準仕様書【第2.0版】（案）への変更概要（滞納管理・機能要件）

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
2.1.1. 滞納者情報管理	<p>【実装すべき機能】(抜粋) 以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付誓約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で確認できること。</p>	<p>2.1.1.に記載の滞納者情報について、1画面にすべて表示できないというベンダーからの意見があった。そのため、1画面に収まらなくても、複数ページや複数タブにわたって表示することも可能となるよう備考に追記し、ベンダの実装範囲を広げることとした。</p>	<p>【備考】 滞納者管理画面は、1画面にすべてを収めるのが難しい場合もあるため、複数ページや複数タブにわたって表示することも可とする。</p>
2.4.18. 分割納付不履行管理	<p>【実装すべき機能】(抜粋) 分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。</p>	<p>本要件について、実現性評価にて現行システムで対応していないベンダが一部存在した。 要件緩和の可否を構成員に確認したところ、7/10団体から、“実装してもしなくても良い”という回答を受領したが、一方で本機能がないと二重納付やトラブルにつながるため“実装すべき”という回答も受領しているため、本機能を“実装すべき機能”とする。ただし、「新たに分納計画を立てる」という運用も認める旨を備考に記載する。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】(抜粋) 分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。 ※変更なし</p> <p>【備考】 「分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。」という機能については、新たに分納計画を立てるという運用も可とする。</p>
2.12.3. 不納欠損処理	<p>【実装すべき機能】 不納欠損について、本税と延滞金を合わせて処理できること。</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】 不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。</p>	<p>本要件について、実現性評価にて現状対応していないベンダーが一部存在した。 そこで、ベンダーの実装範囲を広げるため、機能要件の考え方・理由に、本税の不能欠損はどの自治体も必ず行うこと、延滞金の不能欠損は自治体によって行うかどうか差があることを示すこととした。 その上で、本税と延滞金を合わせて不能欠損するか、分けて不能欠損するのかは、ベンダに実装を委ねることとする旨を示すこととした。</p>	<p>(標準版)(厳選機能版)【実装すべき機能】 不能欠損について、本税部分を集計できること。</p> <p>(標準版)(厳選機能版)【実装してもしなくても良い機能】 不納欠損について、延滞金部分を集計できること。</p> <p>【要件の考え方・理由】 本税の不能欠損はどの自治体も必ず行うこと、延滞金の不能欠損は自治体によって行うかどうか差があることから、本税の集計機能を「実装すべき機能」、延滞金の集計機能を「実装してもしなくても良い機能」として定義した。 本税と延滞金を合わせて集計するか、分けて集計するかは、ベンダに実装を委ねることとする。</p>

標準仕様書【第2.0版】（案）への変更概要（滞納管理・帳票要件）

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
No.13 差押通知書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)ほか	返送用の帳票については、一般的に使用されるとの意見が構成員から寄せられたため、必須帳票として定義していた。	<p>複数ベンダーが現状対応していないため、以下の理由から、返送用の帳票について、【実装してもしなくても良い帳票】とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のWTにて、送達確認又はコピーの返送で事足りるという意見があること ・運用として、該当書類の手交もありうること ・複数のベンダーが未対応であること 	<p>【実装すべき帳票】→【実装してもしなくても良い帳票】</p> <p>※No. 13,23,25,36,46,71,73,83,93,95,106,116,126,135,138において同様の対応。</p>
No.68 差押調書(振替社債)ほか	現状使用する自治体は多くないものの、電話加入権の差押と比較しても差押件数が多いとの理由で、必須帳票として定義していた。	<p>振替社債の差押に関する各帳票について、複数ベンダーが現状対応できていない状況となっており、構成員からも問題ないという意見が多数であったため、一律【実装してもしなくても良い帳票】とした。</p> <p>また、ベンダーによっては本帳票の実装の代わりに、債権差押機能、動産差押機能による代替え運用を行っているとの意見をもとに、それらの運用でも可とする旨を、備考欄に追記した。</p>	<p>【実装すべき帳票】→【実装してもしなくても良い帳票】</p> <p>※No. 68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78において同様の対応。</p>
No.112 参加差押決議書兼差押通知決議書(自動車)ほか	自動車の差押は一般的との意見が構成員から寄せられたため、必須帳票として定義していた。	自動車の差押に関する帳票について、動産差押機能にて代替え運用している等の理由で現状対応していないベンダーがおり、構成員からも問題ないという意見が多数であったため、動産差押機能にて代替え運用を認める旨を備考欄に記載する。	<p>【備考】</p> <p>動産差押機能による代替え運用でも可とする。</p> <p>※No.61,62,63,65,66,67,112,113,114,115,116,118,119,120,121において同様の対応。</p>

標準仕様書【第2.0版】（案）への変更概要（税務共通・機能要件）

要件No.	第1.0版時点の要件	実現性評価等を踏まえた検討経過	第2.0版(案)
1.1.2.枝1 宛名管理	宛名基本情報のうち送付先・連絡先情報及び代理人等情報については、宛名・税目単位に管理できること。 ～略～	共通的な宛名と税目単位の宛名の運用方法について、ベンダから実現性評価において疑義があったため、宛名作成に係る想定運用を【要件の考え方・理由】に追記した。	【要件の考え方・理由】 なお、宛名登録の運用としては、まず必要となった税目で宛名（税目共通の宛名）を作成し、他の税目（又は地方税以外での業務）でもそのまま利用できる場合はそのまま利用し、送付先などが異なる場合は当該税目用に個別の送付先設定をすることを想定しているため、必要に応じて税目単位への複写する機能の実装でも問題ない。
1.2.5. 処理注意者 照会	— (※第2.0版にて追加)	処理注意者（支援措置対象者とは別に、税務業務において独自に管理が必要な者）においても、対象者の性質によっては支援措置対象者と同様に照会時の注意喚起があることが望ましいことから、機能要件として追加した。	<p>(標準版) (厳選機能版) 【実装すべき機能】 照会した処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合（検索結果画面等も含む）において、処理注意者である旨が明示的に確認できること。 検索結果・照会画面等に処理注意者が含まれる場合、該当者が「他団体における支援措置対象者」であるなど、表示時に支援措置対象者と同等の対応が必要な該当者については、住所が直ちに表示されないこと。 なお、処理注意者が所属する世帯、固定資産の共有者を閲覧する場合も同様とし、対象者が明示されることとする。</p> <p>(標準版) (厳選機能版) 【実装してもしなくても良い機能】 処理注意者の住所を画面に表示する場合、閲覧理由を入力できること。また、入力した閲覧理由は、閲覧者・日時と合わせて履歴管理できること。 終了後であっても、開始日及び終了日が確認できること。</p>
1.5.9. 宛名番号の 表示設定	通知書等への宛名番号の表示/非表示を制御できること。	【第1.0版】では、地方団体の規定によって宛名番号の印字可否が異なることを考慮して印字制御の要件を定義していたところ、実現性評価において、ベンダ各社から開発規模が大きく2025年までの実装が難しい状況であることが判明したため、問い合わせ対応用の番号は「通知書番号」に一本化する方針で整理した。 したがって、各税目の帳票印字項目や帳票レイアウトにおいて定義されている宛名番号の項目は削除し、通知書番号（整理番号）の定義がない場合は当該項目を追加する対応を行うこととした。	削除